

学校法人村崎学園 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準に関する規程

(趣旨)

第1条 学校法人村崎学園（以下「本学」という。）の役員（理事・監事）及び評議員に対し支給する報酬・費用弁償等は、この規程に定めるところによる。

(報酬の額)

第2条 役員（理事・監事）及び評議員に対し支給する報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 理事・評議員

外部の理事又は評議員 月額 15,000円

本学の理事又は評議員 月額 5,000円

(2) 監事

月額 15,000円

ただし、常勤の監事は、月額50,000円以上150,000円以下の範囲内で理事長が定めた額

(費用弁償)

第3条 役員又は評議員が、理事会又は評議員会の出席に要する費用弁償は、学校法人村崎学園旅費規程別表第1「旅費支給区分明細表」における「理事長等」の欄の交通費を支給する。

(旅費)

第4条 役員又は評議員が、その業務（理事会又は評議員会に出席する業務を除く。）のため出張するときの旅費は、学校法人村崎学園旅費規程別表第1「旅費支給区分明細表」における「理事長等」の欄の額を適用する。

(支給)

第5条 役員又は評議員に対する報酬及び費用弁償は、原則として、毎年9月及び3月にそれぞれ6か月分を一括して、振込により支給するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴いて理事会の決議により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行し、令和7年6月1日から適用する。
- 2 「学校法人村崎学園役員手当支給内規」（昭和54年4月1日施行）は、廃止する。